

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること
- イ 中古設備ではないこと
- ウ 増設ではないこと
- エ 買替えてないこと
- オ リースではないこと

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること
- イ 前号に規定する太陽光発電設備の付帯設備であること
- ウ 中古設備ではないこと
- エ 増設ではないこと
- オ 買替えてないこと
- カ リースではないこと
- キ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- ク 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
- ケ 定置用であること
- コ 定格容量20kWh以下の蓄電池であること
- サ 別表第1に掲げる蓄電池の仕様を満たすもの

(補助対象事業等)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内で自ら所有し居住する住宅に自己が所有する補助対象設備を設置する事業であることとし、補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る費用とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 第7条に規定する交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結していない者又は交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が別に定める日以降であ

- り、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
 - (3) 補助対象設備について、国、県及び市から他の補助等を受けて補助対象事業を実施しない者であること。
 - (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
 - (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項（ただし、専ら F I T の認定を受けた者に対するものを除く）を遵守できる者であること。
 - (7) 発電した電力量の 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること
 - (8) 設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
 - (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
 - (10) 「四日市市暴力団排除条例」（平成 23 年四日市市条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金額）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 太陽光発電設備

最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値で kW 表示の小数点以下切捨）に 1 kW 当たり 7 万円と 1 kW 当たりの工事費及び設備費と比較して少ない方の額を乗じた額とし、10 kW を限度とする。ただし、補助金の額が導入に係る費用を上回ることはないものとする。

(2) 蓄電池

別表第 2 のとおりとする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅 1 戸につき 1 回を限度とする。また 1 者 1 回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書
- (2) 補助対象設備の設置に係る 2 者以上の見積書の写し。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (5) 補助対象設備の仕様書

- (6) 委任状。ただし、事務等代行者へ委任する場合に限る。
- (7) 誓約書（申請者用）（第2号様式）
- (8) 誓約書（施工事業者用）（第3号様式）
- (9) 発電電力の消費量計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止若しくは取下しようとするときは、補助金（変更・中止・取下）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の完了日の変更及び補助額に影響を与えない変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、補助金（変更・中止・取下）決定通知書（第7号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、補助対象事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、補助対象事業の完了後、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。この場合において、市長は補助対象者に提出を免除した書類に代わるものを指示し、提出を求めることができる。

- (1) 設備導入場所の住宅の全景を把握できるカラー写真
- (2) 設備導入場所の住宅の場所がわかる地図
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約書等の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し。ただし、領収書に対象設備導入費用の内訳が明記されていない場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付することとする。
- (6) 補助対象設備の設置状況を把握できるカラー写真
- (7) 電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し
- (8) 誓約書（申請者用）（第9号様式）

(9) 補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第 10 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかにかつ補助金交付確定通知書を交付した日の属する年度の別に定める日までに、補助金交付請求書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助金交付確定通知を受けた者に対し補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第 13 条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（第 12 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、財産処分等承認通知書（第 13 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第 14 条 補助対象者は、第 11 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 11 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた補助対象者は次号に定める期限までに補助金を返還しなければならない。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 10 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない又はこの要綱の規定に違反した場合。

(2) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助対象者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた補助対象者は期限までに補助金を返還しなければならない。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第 16 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助対象事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助対象者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 13 条第 1 項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない

(補助金の評価)

第 18 条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第 12 条から第 17 条までの規定を除き、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

(環境部環境政策課)

別表第1（第2条関係）

蓄電池の仕様

項目	内容											
1. 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステム。システム全体を一つのパッケージとして取り扱うこと。初期実効容量は JIS C 4413 の定義に基づき、計算値と計測値のいずれか低い方を適用。番号付与が必要。</p> <p>※ 初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p>											
2. 性能表示基準	<p>初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法、アフターサービスについて所定の表示が必要。</p> <table border="1" data-bbox="419 768 1441 1350"> <tr> <td data-bbox="419 768 746 958">ア. 初期実効容量</td> <td data-bbox="754 768 1441 958">製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 969 746 1059">イ. 定格出力</td> <td data-bbox="754 969 1441 1059">蓄電システムが連続して維持できる最大出力（W、kW、MW 単位）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1070 746 1104">ウ. 保有期間</td> <td data-bbox="754 1070 1441 1104">法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1115 746 1249">エ. 廃棄方法</td> <td data-bbox="754 1115 1441 1249">使用済み蓄電池の廃棄・回収方法を添付書類に明記。 例：「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1261 746 1350">オ. アフターサービス</td> <td data-bbox="754 1261 1441 1350">国内のアフターサービス窓口の連絡先を添付書類に明記。</td> </tr> </table>		ア. 初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）	イ. 定格出力	蓄電システムが連続して維持できる最大出力（W、kW、MW 単位）。	ウ. 保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。	エ. 廃棄方法	使用済み蓄電池の廃棄・回収方法を添付書類に明記。 例：「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」	オ. アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先を添付書類に明記。
ア. 初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）											
イ. 定格出力	蓄電システムが連続して維持できる最大出力（W、kW、MW 単位）。											
ウ. 保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。											
エ. 廃棄方法	使用済み蓄電池の廃棄・回収方法を添付書類に明記。 例：「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」											
オ. アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先を添付書類に明記。											
3. 蓄電池部安全基準	「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。											
4. 蓄電システム安全基準	<p>（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、「JIS C 4412-1」又は「JIS C 4412-2」の規格も可とする。</p> <p>※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p>											
5. 震災対策基準	<p>（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の審査で「蓄電システムの震災対策基準」に適合審査に合格したものであること。</p> <p>※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>											
6. 保証期間	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。											

	<ul style="list-style-type: none">※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。※ 保証期間内の補償費用は無償であること。※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。※ 初期実効容量（JIS C4413 規格）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

別表第2（第5条関係）

蓄電池の要件	補助金の額
蓄電池定格容量が10kWh以下かつ価格が1kWhあたり15.5万円未満	価格（円）×1/3
蓄電池定格容量が10kWh以下かつ価格が1kWhあたり15.5万円以上	蓄電池定格容量（kWh）×15.5（万円）×1/3
蓄電池定格容量が10kWhより多く20kWh未満かつ価格が1kWhあたり15.5万円未満	価格（円）×（10/蓄電池定格容量（kWh））×1/3
蓄電池定格容量が10kWhより多く20kWh未満かつ価格が1kWhあたり15.5万円以上	10（kWh）×15.5（万円）×1/3

備考

- (1) 補助金の額に千円未満の額が生じたときは切り捨てるものとする。
- (2) この表において価格とは、蓄電池の工事費込みの価格（税抜き）のことをいう。
- (3) この表において蓄電池の定格容量は、kWh表示の小数点第2位以下切り捨てとする。

※添付書類

- (1) 四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（原則、2者以上）
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (5) 補助対象設備の仕様書（カタログ等、蓄電池に関しては定格容量が確認できること）
- (6) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (7) 誓約書（申請者用）（第2号様式）
- (8) 誓約書（施工事業者）（第3号様式）
- (9) 発電電力の消費量計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

第2号様式（第6条関係）

誓約書（申請者用）

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。また、この場合においても法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項を遵守すること。
- 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 14 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 15 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 16 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 17 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 18 補助対象設備に対し、国、県及び市から他の補助金等を受けていないこと。
- 19 四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の内容を遵守すること。
- 20 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に取り組むこと。

年 月 日 住所

署名

第3号様式（第6条関係）

誓約書（施工業者用）

様が四日市市太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 申請者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないよう説明すること。
- 2 申請者が法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないよう説明すること。
- 3 申請者が補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていないことを確認すること。
- 4 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 5 関係法令の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 10 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。
- 11 法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項を遵守すること。
- 12 四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

住所

施工業者名

代表者名

印

様

四日市市長

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付の条件等
 - (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
 - (3) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（第12号様式）を市長に提出すること。
 - (4) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
 - (5) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する市長からの協力の求めに応じること。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由

四日市市長 宛

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた四日市市太陽光発電設備等設置費補助金について、（変更・中止・取下）したいので、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号
- 2 変更理由・内容

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市太陽光発電設備等設置費補助金の（変更・中止・取下）について、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1. 変更（中止）の内容

2. 変更後の交付決定金額 金 円

四日市市長 宛

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定された補助金について、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 設置場所 | |
| 2 | 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 3 | 総事業費 | 円（税込） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円（税込） |
| | 蓄電池 | 円（税込） |
| 4 | 補助対象事業費 | 円（税抜） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円（税抜） |
| | 蓄電池 | 円（税抜） |
| 5 | 補助金額 | 円（千円未満切捨） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円 |
| | 蓄電池 | 円（千円未満切捨） |
| 6 | 太陽光発電設備の最大出力 | k W |
| 7 | 蓄電池の定格容量 | k W h |

※添付書類

- (1) 設備導入場所の住宅の全景を把握できるカラー写真
- (2) 設備導入場所の住宅の場所がわかる地図
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約書等の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (6) 補助対象設備の設置状況を把握できるカラー写真（設置前・後）
- (7) 電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し
- (8) 誓約書（申請者用）（第9号様式）
- (9) 補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

第9号様式（第10条関係）

誓約書（申請者用）

補助対象設備の導入が行われたためその稼働にあたり、補助対象設備で発電された電力量のうち30%以上を申請した住宅の敷地内で自ら消費することを誓約します。

年 月 日 住所

氏名

第 10 号様式 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

四日市市長 宛

請求者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で額の確定をうけた補助金について、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名	
預金種別	普 通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

四日市市長 宛

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けて設置した設備を、下記の理由により処分したいので、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 対象設備

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の方法

4 処分の理由

第 13 号様式 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市太陽光発電設備等設置費補助金の財産処分等について、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件